

**岡山市下水道事業における  
ウォーターPPP導入検討に関する  
サウンディング型市場調査**

**【事業概要説明書】**

---

**令和7年 2月3日**

**岡山市下水道河川局下水道施設部  
下水道保全課**

---

# 目次

---

1

岡山市における下水道事業の課題

(P. 2～ P.7)

2

導入検討方針（案）

(P. 8～ P.17)

3

今後のスケジュール（案）

(P. 18～ P.19)

参考1

用語の説明

参考2

国の推進する官民連携事業形態「ウォーターPPP」

---

1

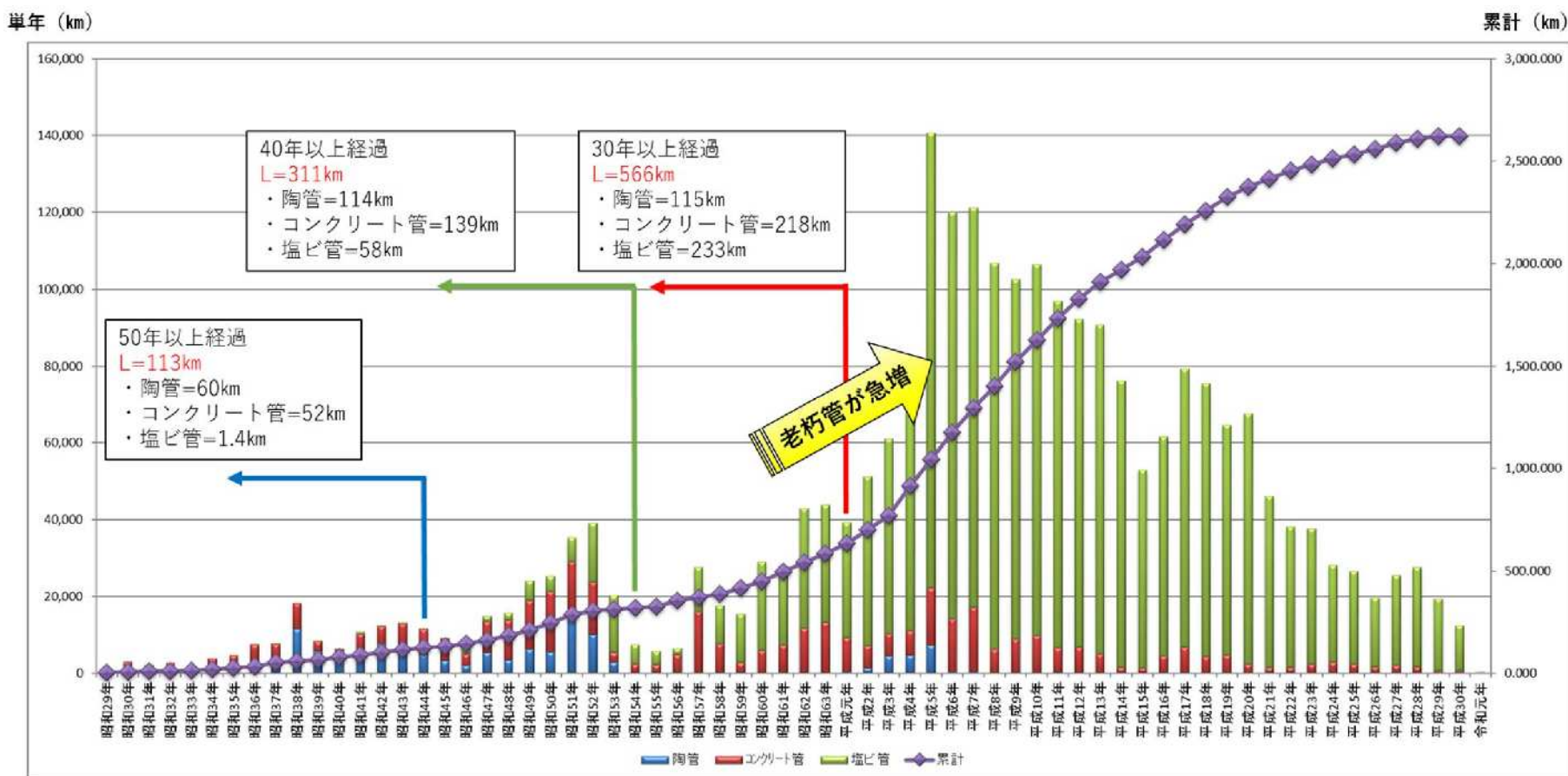
岡山市における下水道事業の課題

# 1 岡山市における下水道事業の課題

## モノ（管路） 老朽化施設の急増

今後、標準耐用年数50年を経過した老朽化が進行した管路が急増

### 下水道管路の布設延長



(引用元:岡山市下水道事業経営計画2016(改訂版))

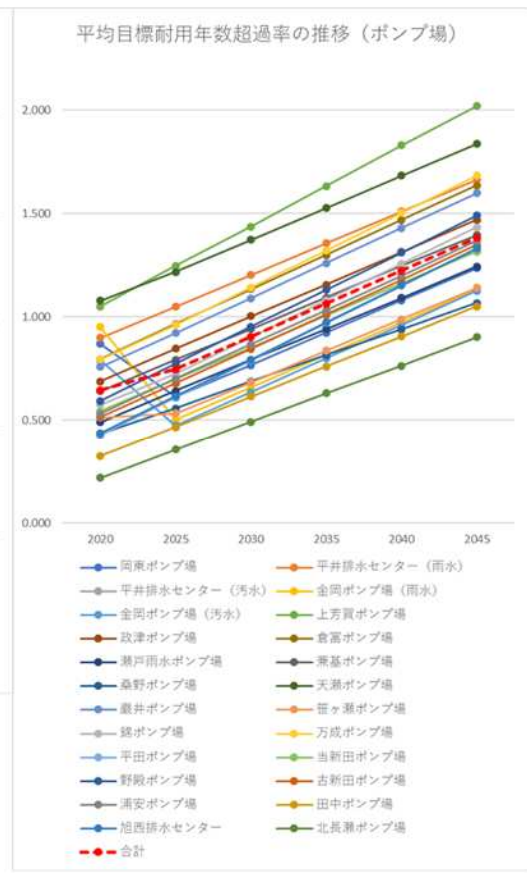
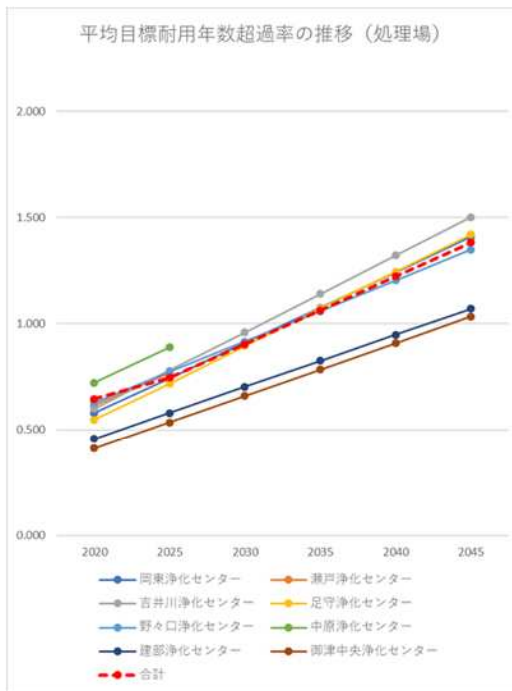
# 1 岡山市における下水道事業の課題

## モノ（施設）

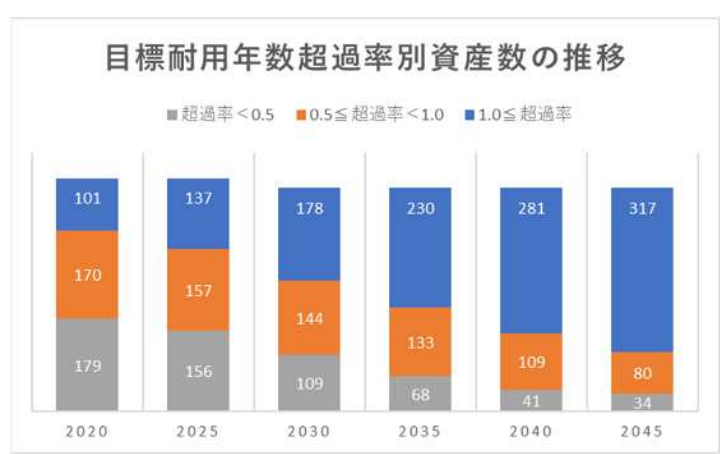
## 老朽化施設の急増

8つの処理場、27のポンプ場を有しており、耐震や耐水計画と整合を図りながら、ストックマネジメント計画に則り改築を実施

### 平均目標耐用年数超過率の推移



### 目標耐用年数超過率別資産数



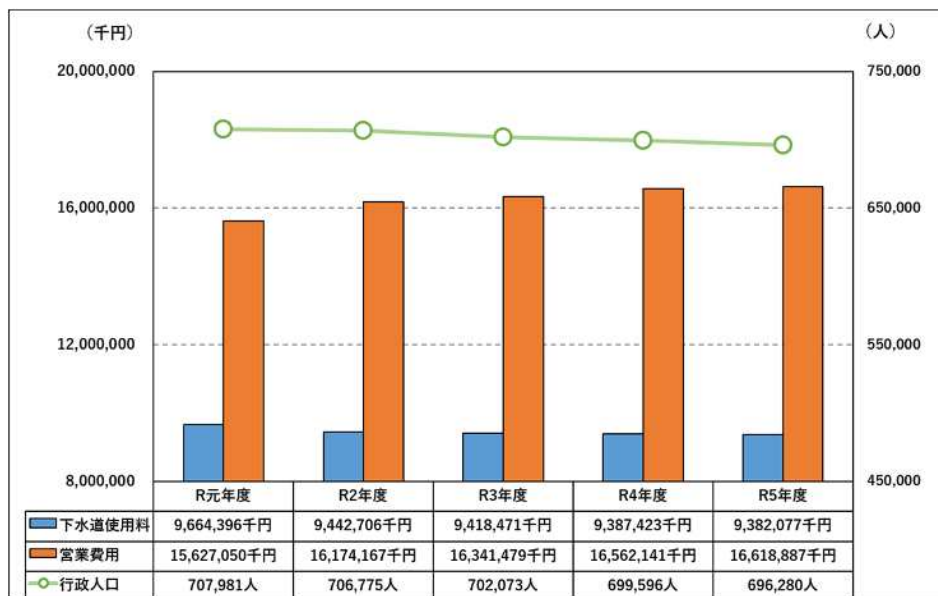
(引用元:再構築関係資料)

# 1 岡山市における下水道事業の課題

## カネ 使用料収入の減少・更新需要の増大

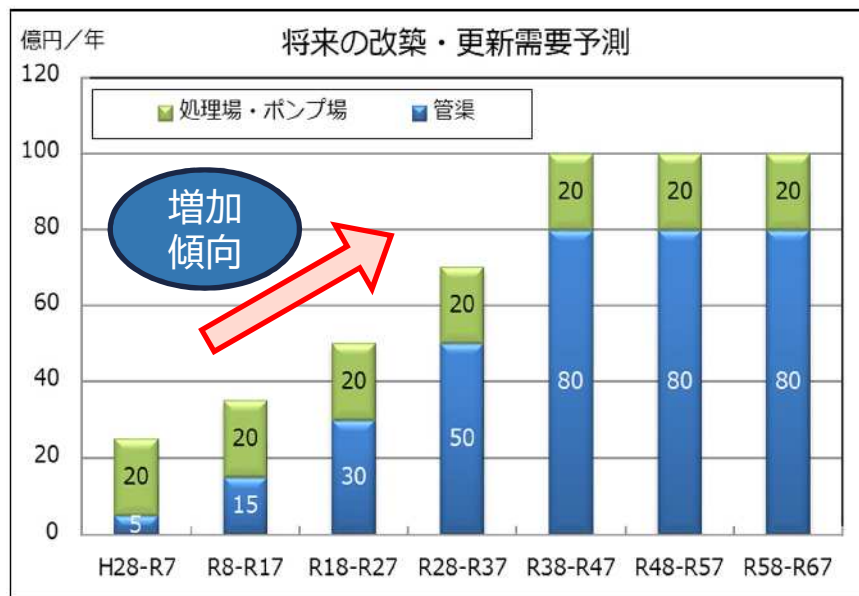
将来的な人口減少や節水型社会の到来により使用料収入は減少  
 今後、物価や労務単価等の上昇が見込まれ、事業費が全体的に増加  
 管路・施設の更新需要増大に伴う建設改良費が増加

### 行政人口及び下水道使用料・営業費用の推移



(引用元:岡山市資料より作成)

### 下水道施設の改築・更新需要の推計



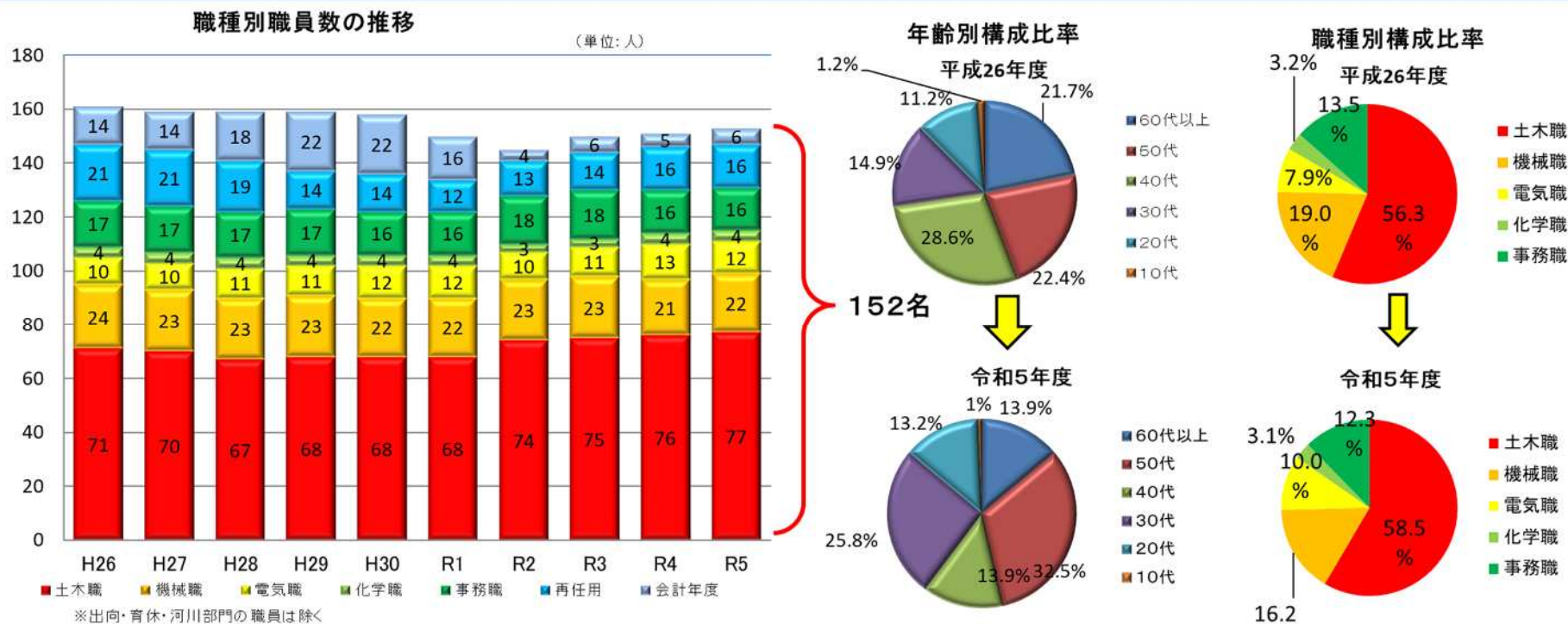
(引用元:岡山市下水道事業経営計画2016(改訂版))

# 1 岡山市における下水道事業の課題

## ヒト 職員体制・技術継承・負荷の状態化

下水道職員は過去10年間に於いて概ね150人前後で推移  
 職種別の構成比率に大きな変化はないが、年齢構成では30代までの若手職員割合は増加しているが、50代以上のベテラン職員が約半数  
 ⇒今後改築・更新需要が増大する中で、技術継承や職員負荷の平準化が必要

### 職員数の推移、年齢・職種別の構成比率の変化



(引用元:岡山市資料より作成)

# 1 岡山市における下水道事業の課題

## まとめ 岡山市の課題と今後の対応方針

観点	現状分析・課題	今後の対応方針
ヒト	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員数は一定規模を確保</li> <li>比較的若手職員が多い</li> </ul> ⇒更新需要に対応可能な一定の下水道職員の確保や技術継承が困難	将来の計画的な事業執行に備えて、官民が相補的な関係において、確実な事業運営を実施
モノ	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化管路・施設の増加</li> <li>計画的な施設改築の実施（予定）</li> </ul> ⇒網羅的な改築事業の実施は様々な観点から困難であるため、維持管理を重点に置いた更新計画が必要	維持管理を起点とした改築更新計画に則り、適切に更新を実施 新設・改築計画と整合を図った維持管理の実施
カネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政人口の減少に伴う使用料収入減</li> <li>更新需要の増大に伴う投資額増</li> </ul> ⇒使用料収入の減少や価格高騰による事業費の増大により、安定的な下水道事業運営が困難	適正な事業財政計画に則り、民間事業委託を活用することで業務を効率化 水洗化促進による使用料収入の安定的な確保 補助金等の必要財源の調達

### 下水道事業の課題

ヒト

モノ

カネ



### 官民連携事業の推進

民間の創意工夫を活かし維持管理の効率を向上させるため、官民連携事業(PPP/PFI)を推進



---

2

導入検討方針（案）

## 2 導入検討方針(案)

導入  
方式

### 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	<b>管理・更新一体マネジメント方式</b> [レベル3.5] <span style="float: right;">新設</span>
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事  【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権(抵当権設定)	
利用料金直接収受	
上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)	*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。  *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。  管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

本市が目指す官民連携事業

## 2 導入検討方針(案)

対象  
区域

北部3処理区（野々口、御津中央、建部）※

※北部3処理区の情報については次ページ参照

### 概要とポイント・留意点

#### 対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる

#### 導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区  
の選択は管理者の任意)
- 一旦、すべての施設等を念頭に置く

#### FSやMS等を実施する際の考え方

(情報・資料等の収集等)

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が重要  
(実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない  
(例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基  
づくこと等も考える)

#### 入札・公募の開始(募集要項等の公表)

入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・  
困難となるため、導入検討時点から留意が必要

□ : 導入検討開始時点 □ : 入札・公募開始時点

地方公共団体（管理者）

【イメージ】  
任意にA処理区を選択



## 2 導入検討方針(案)

### サウンディング型市場調査の対象処理区及び対象施設情報

#### 【対象処理区】

野々口処理区、御津中央処理区、建部処理区の  
北部3処理区

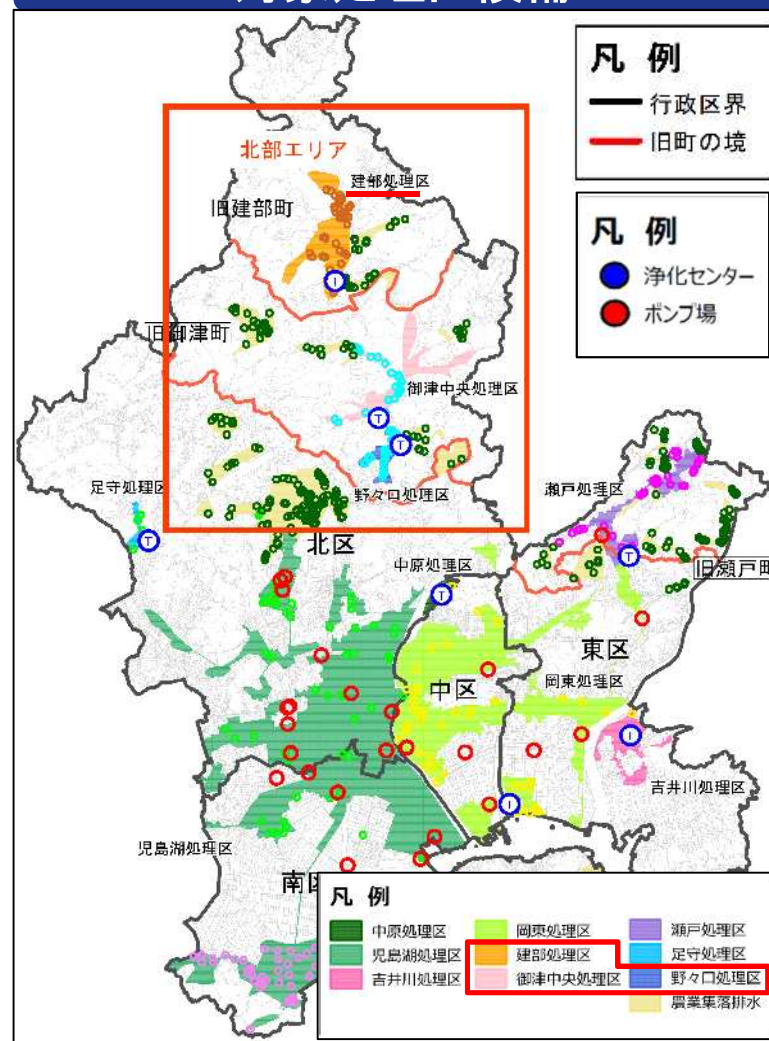
#### 【対象施設】

管路施設、処理場施設等のすべての下水道施設

#### 対象施設候補の概要

分類	施設
処理場	野々口浄化センター 処理能力：1,000 m <sup>3</sup> /日 供用開始：H11年 御津中央浄化センター 処理能力：900 m <sup>3</sup> /日 供用開始：H17年 建部浄化センター 処理能力：1,400 m <sup>3</sup> /日 供用開始：H13年
処理区域内人口	野々口：1,314人 御津中央：2,687人 建部：2,675人
ポンプ場	なし
マンホールポンプ	107箇所 野々口：33箇所 御津中央：27箇所 建部：47箇所
管路施設	約 110km 野々口：約 17km 御津中央：約 39km 建部：約 54km
	なし

#### 対象処理区候補



## 2 導入検討方針(案)

### 対象施設

管路施設 + 処理場施設などすべての施設\*とするが、  
 今回実施するサウンディング型市場調査により対象を判断

- ※北部3処理区にポンプ場施設なし
- ※管路施設はマンホールポンプを含む

#### 概要とポイント・留意点

##### 対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる

##### 導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区  
 の選択は管理者の任意)
- 一旦、すべての施設等を念頭に置く

##### FSやMS等を実施する際の考え方

(情報・資料等の収集等)

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が重要  
 (実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない  
 (例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基づくこと等も考える)

##### 入札・公募の開始(募集要項等の公表)

入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・困難となるため、導入検討時点から留意が必要

□ : 導入検討開始時点    □ : 入札・公募開始時点

地方公共団体(管理者) 【イメージ】  
任意にA処理区を選択



引用元 (下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版)

## 2 導入検討方針(案)

契約  
期間

10年間

### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約

内閣府ホームページ

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年**とする。

### 概要とポイント・留意点

#### 原則

- これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
  - ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
  - ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの
- 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

#### 例外の考え方

- 管理者が理由を公表情報等に基づいて説明できる必要

#### 現時点で想定されうる例外

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
  - ※ 例えば、改築等需要増大期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- コンセッション方式に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く/長く設定
- 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせ、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型

引用元 (下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版)

## 2 導入検討方針(案)

性能  
発注

性能発注を原則とするが、  
管路施設は仕様発注から段階的に性能発注へと移行を想定

仕様発注（従来型）	性能発注
発注者が詳細に仕様を規定し、受注者は規定された仕様に忠実に業務を実施する方式	発注者が必要な性能指標を示し、受注者はそれを達成するために業務を実施する方式（詳細は受注者側で決定できる）

### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

○ 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

### 概要とポイント・留意点

#### 性能発注の考え方(総論)

○ 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担(役割・責任・費用・損害分担等)が重要

※ 性能規定の記載がりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

引用元（下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版）

## 2 導入検討方針(案)

一体  
管理

**更新支援型**を原則とするが、  
管路施設は標準耐用年数を超過していないことから改築事業を含まない

### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ③維持管理と更新の一体マネジメント

内閣府ホームページ

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。 ※「更新支援型」で選択肢となりうるのはピュア型CM方式
  - ※ 更新実施型:更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。
  - ※ 更新支援型:発注に関する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。

### 概要とポイント・留意点

#### 要件充足の考え方

- 「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択すれば要件③は充足(国費支援(配分率)に差はない方針で検討中)
  - ※ 一つのレベル3.5の中で対象施設ごとに異なる業務範囲(更新支援型/更新実施型)を設定する使い分けも可能
  - ※ 具体的には、募集要項等の対象施設・業務範囲をどう設定するか

#### 入札・公募の考え方

- 「更新実施型」では、入札・公募時点で更新計画があることを前提としている
- 「更新支援型」では、入札・公募時点で更新計画がない(不十分)の場合にも円滑・迅速に案件形成可能
  - ※ ①入札・公募時点で、過去の更新(改築)実績等を参考にして、事業期間中にありうる更新(改築)事業量・予算額等の情報提示、②審査(選定)に際しても、考慮のうえ、③事業期間中にモニタリングする等が必要

引用元 (下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版)



## 2 導入検討方針(案)

プロフィット  
シェア

### プロフィットシェアを導入

※今後策定される国のガイドライン等を踏まえて比率や内容を検討

#### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア\*1の例) **導入が必要であるが、実際には発動しなくてもよいとされている**

※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェア\*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)	プロフィット シェア	
				官	民
①	2 削減		2	1	1
②		2 削減	2	1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

#### 概要とポイント・留意点

まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット=費用削減分
- **更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須** ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
- 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能(管理者の任意)
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例 ※契約後VE等は例示の一つ

引用元 (下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版)

## 2 導入検討方針(案)

対象施設や業務範囲の設定は、客観的な情報（サウンディング型市場調査等）に基づいて実施することが必要

本市においては、対象施設や業務範囲、4要件に関するサウンディング型市場調査を実施し、その結果を事業スキームを決定する上での参考とする

### 概要とポイント・留意点

- 対象施設や業務範囲の設定等に際し、「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要」が発生する場合がある。
- 管理者が、対外的に説明できる(準備をしておく)ことが必要である(形式等は問わない)。

### 客観的な情報(一例)

- 導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の結果や経過
- 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
- VFMの結果

### 客観的な情報には該当しない例

- 既存の経営戦略やストックマネジメント計画等
- 首長、議会、議員等の意向
- 職員の雇用を守る、職員の削減を回避する等の事情
- 国費の要望額に対して、内示額が少なかった等の事情

---

3

今後のスケジュール（案）

# 4 今後のスケジュール(案)

ウォーターPPPの導入に向けたスケジュールは、現時点では以下の内容を想定しており、令和10年度内にウォーターPPPの公募、令和11年度からのウォーターPPPの導入開始を想定

## 今後のスケジュール (案)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
導入可能性調査	←──────────────────┐ ↑ マーケット サウンディング の実施 (今回)			↑ マーケット サウンディング の実施		
契約手続及び公募の準備				←──────────────────┐ ↑ 個別対話 ※必要に応じて	◎公募	
契約手続の実施・契約					←──────────────────┐ 優先交渉 権者選定	引継 期間
WPPP事業開始						──────────────────→ ◎導入

※導入検討や契約手続き準備の状況により、スケジュールは変わる可能性があります。

---

参考1

用語の説明

# (参考1)用語の説明

---

- ストックマネジメント

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

- コンセッション方式（レベル4）

管理者（市）は運営権者（事業者）に運営権を設定。運営権により、運営権者（事業者）は原則として利用者（市民）から収受する下水道利用料金により事業を運営する方式。

- 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

維持管理と更新を一体的に最適化するための事業方式であり、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」の2方式がある。また、この管理・更新一体マネジメント方式を、ウォーターPPP（レベル3.5）と呼ぶ。

- コンストラクションマネジメント（CM）

発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネジャー（CMr）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

# (参考1)用語の説明

- サウンディング型市場調査（マーケットサウンディング・MS）

事業に対して、民間事業者の関心度合い（参入意欲）、参入条件等の意向のほか、事業スキームや必要な検討事項、開示情報等について検討・把握することを目的に実施する調査のこと。

- 性能発注

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

一方で、仕様発注（方式）は、発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

- プロフィットシェア

契約時に見積もった工事費や契約時に見積もった維持管理費が企業努力や新技術導入等で縮減した場合において、縮減分を官民でシェアする仕組み。

- 統括・マネジメント業務

適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理すること。これまで発注者側の役割であったものを、事業者側が実施するため、ウォーターPPP業務に含む場合は適切な積算により事業費に反映する。

- プロポーザル方式

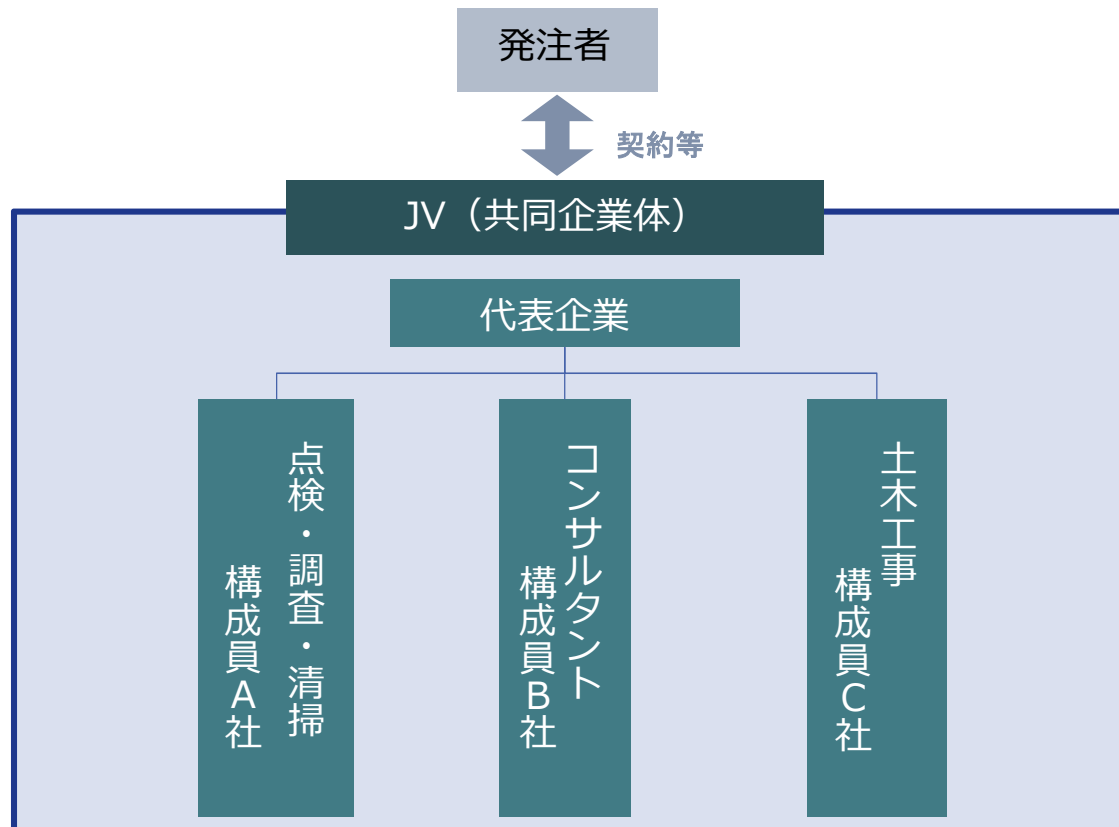
プロポーザル方式においては、事業者選定の段階において業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する方式。

# (参考1)用語の説明

- JV (共同企業体)

建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

## JV (共同企業体) のイメージ





# (参考1)用語の説明

## SPC（特別目的会社）

資産の流動化に関する法律に基づき、当該事業の実施を目的として設立される法人、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

コンセッション方式（レベル4）では、公募提案する共同企業体が、新会社（=SPC）を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

### 単独事業者、JV、SPCの比較

	単独の民間事業者等	JV(ジョイントベンチャー)	SPC等の新会社の設立
類型			
効果・メリット	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SPC等の新会社の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一体的な事業実施</li> <li>● 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能</li> </ul>
留意点・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と改築関係)を一者で対応できる民間事業者は限られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一体的な事業実施の観点を考慮</li> <li>● 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新会社の設立や運営等の負担が大きい</li> <li>● 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある</li> </ul>

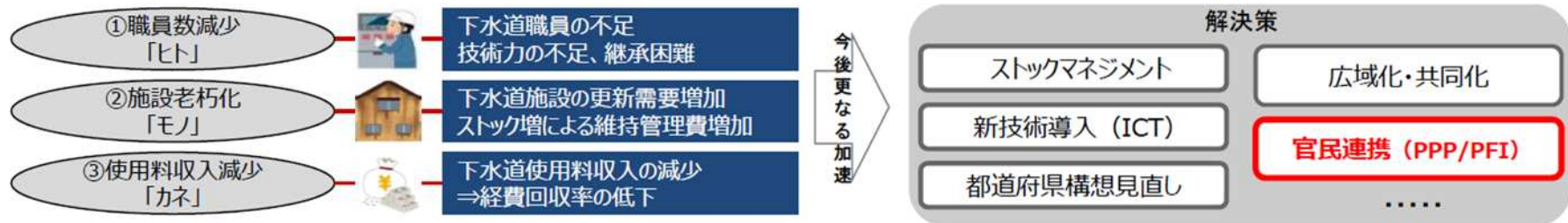
---

参考2

国の推進する官民連携事業形態「ウォーターPPP」

## (参考2) 国の推進する官民連携事業形態「ウォーターPPP」

国は下水道事業が抱える課題を解決するための手法の一つとして民間の創意工夫を活かし、事業の効率化を向上させることができる官民連携事業（PPP/PFI）の推進を提示



引用元（下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版）

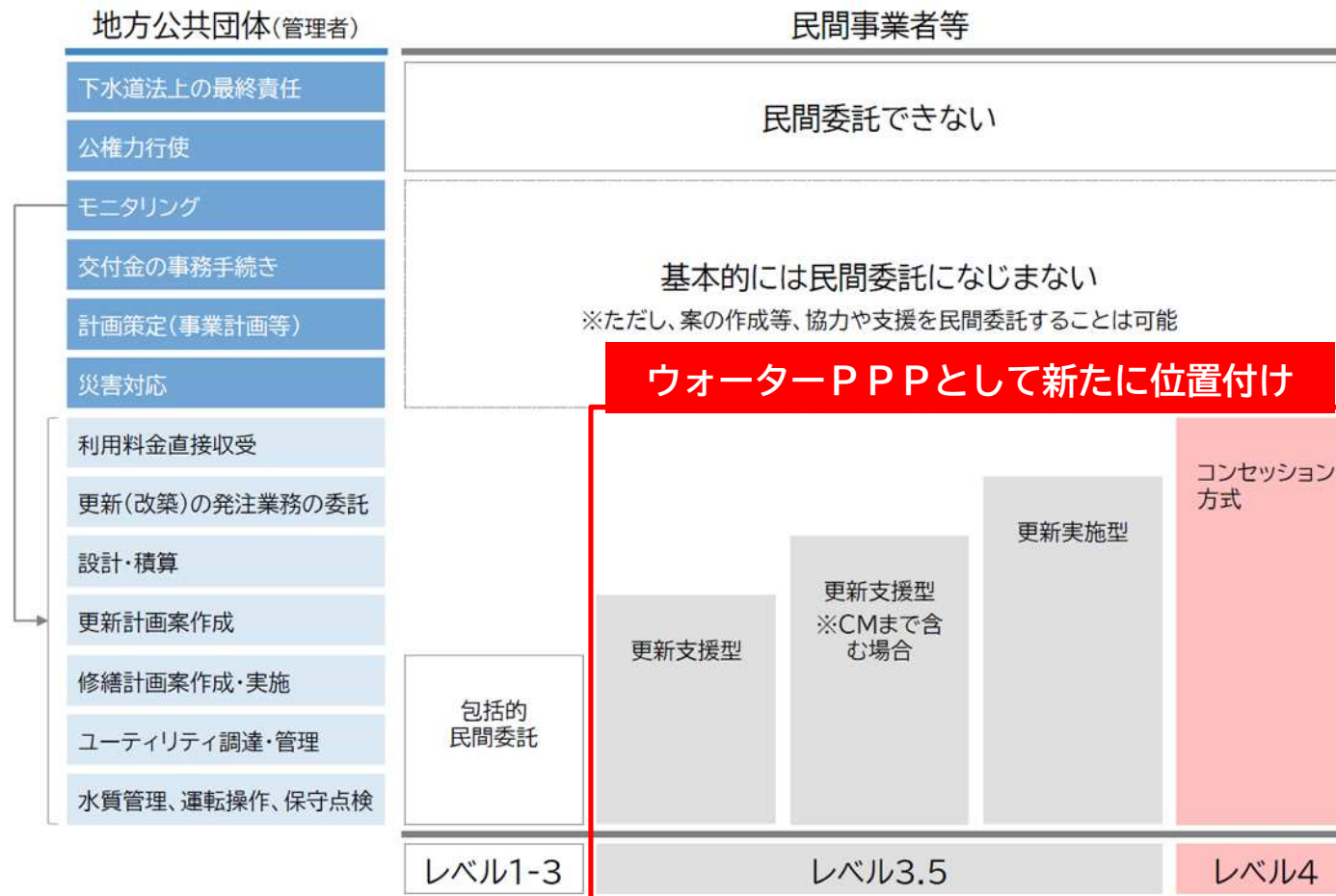
### 下水道施設における官民連携事業数（R5.4時点、国交省調べ）

(R5.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)  
 (\* R3 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R4.3.31時点)  
 \*\* 管路施設としては単一業務のみだが、処理場包括的民間委託等と包括された3契約（3団体）を含む  
 ※ 1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設	下水処理場 (全国2,193箇所*)	ポンプ場 (全国5,729箇所*)	管路施設 (全国約49万km*)	全体 (全国1,479団体)
	包括的民間委託	579箇所 (287団体)	1162箇所(193団体)	60契約 (46団体)**
指定管理者制度	62箇所 (21団体)	97箇所 (12団体)	33契約 (12団体)	(21団体)
DBO方式	36箇所 (28団体)	2箇所 (2団体)	0契約 (0団体)	(29団体)
PFI(従来型)	10箇所 (8団体)	0箇所 (0団体)	1契約 (1団体)	(9団体)
PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	10箇所 (2団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

## (参考2) 国の推進する官民連携事業形態「ウォーターPPP」

国は令和5年度の「PPP／PFI推進アクションプラン」において、下水道事業の官民連携のレベルアップとして新たに「ウォーターPPP」を位置付け



引用元 (下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版)

# (参考2) 国の推進する官民連携事業形態「ウォーターPPP」

ウォーターPPPは、従来の「コンセッション方式（レベル4）」と、新たに位置付けた「管理・更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）」の総称で、レベル3.5については4つの要件（4要件）を充足する民間委託

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件] 内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

4要件

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

**I** レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

レベル3.5の4要件の趣旨

ウォーターPPP	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] <span style="float: right;">新設</span>	複数年度・複数業務による民間委託 [レベル1~3]
<p>公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期契約(10~20年)</li> <li>性能発注</li> <li>維持管理</li> <li>修繕</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">更新工事</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">運営権(抵当権設定)</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">利用料金直接収受</li> </ul> <p>上・工・下一体: 1件(宮城県R4)                  下水道: 3件(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)                  工業用水道: 2件(熊本県R3、大阪市R4)</p>	<p style="text-align: center;"><b>II</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期契約(原則10年)*1</li> <li>性能発注*2</li> <li>維持管理</li> <li>修繕</li> <li style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">【更新実施型の場合】更新工事</li> <li style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">【更新支援型の場合】更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)</li> </ul> <p><small>*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。                  *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。                  管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期契約(3~5年程度)</li> <li>仕様発注・性能発注</li> <li>維持管理</li> <li style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">修繕</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>II</b> レベル3.5と1-3の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる</li> <li>○ また、修繕や更新(改築)に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる</li> </ul> <p>下水道: 32件施設 工業用水道: 19件</p>

②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す

引用元 (下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版)

## (参考2) 国の推進する官民連携事業形態「ウォーターPPP」

「管理・更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）」の検討を進める際には、管路施設・ポンプ場・下水処理場等のすべての施設を対象とすることが要件

※ 対象施設を限定する場合は客観的な情報に基づいた整理が必要

客観的な情報の例・・・導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS）の経過や結果  
外部有識者による意見、VFMの結果等

### レベル3.5導入検討の考え方

- 対象施設・業務範囲の設定について、まずは少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設等を念頭に置いて、導入の検討を開始 ※処理区の設定は管理者の任意
  - ※ 「すべての施設等」とは、少なくとも一つの処理区すべての施設と、これに維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務
  - ※ 「導入を決定済み」(前頁参照)となる入札・公募開始(募集要項等公表)時点で、これと異なる対象施設・業務範囲の設定になる場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要
  - ※ 「客観的な情報」として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等
- 維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理をふまえた更新(改築)に関する業務範囲(更新計画案作成)が設定される必要
- 事業期間＝原則10年

### (参考)「レベル」について

- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)では、コンセッション方式がレベル4
- 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)は、更新(改築)に関する業務範囲が設定され、資本的支出を含むため、レベル3よりレベルが上、一方、コンセッション方式(レベル4)に準ずる効果が期待できる点等から、レベル4よりレベルが下、よって、レベル3.5と位置づけられたものと考えられる

### ■ 包括的民間委託レベル (性能発注)

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

(出典) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月  
公益社団法人日本下水道協会

引用元（下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版）